

| | | | |
|---------------|----|----|-----|
| 務 | 00 | 01 | 1 年 |
| (令和6年3月末まで保存) | | | |
| (令和4年7月末まで有効) | | | |

交 企 第 1 1 5 号
(交規、交指、運免、交機、高速、地域)
令 和 4 年 6 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和4年夏の交通安全県民運動の実施について

県警察では、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～とまる しめる やめるの徹底～」を掲げ各種活動を推進中であるが、本年の交通事故発生状況は、3月に7人の方が犠牲となり、前年に比べ2倍の死者数を記録するなど極めて厳しい情勢であったが、4月、5月はそれぞれ1名であったほか、発生件数、負傷者数も減少傾向で推移している。

例年、死亡事故は下半期に多く発生しており、加えて本格的な夏の行楽シーズンに入ることによる、交通量の増大に伴う交通事故の増加、飲酒運転等の危険運転に起因する重大事故の発生が懸念される場所である。

このような情勢の中、みだしの運動が実施されるにあたり、各所属では、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和4年7月21日（木）から7月31日（日）までの11日間

2 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3 運動の重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (4) 飲酒運転等の危険運転の防止

4 推進方策

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対して、道路横断時における横断歩道の利用、横断を禁止された場所における横断の禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼びかけを強化するとともに、歩行中の事故では児童の飛び出しや、高齢歩行者の車両の直前直後横断等が多く、死亡事故での特徴となっていることを踏まえた交通安全教育を実施すること。

なお、歩行者に対しては、横断するとき、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動をとるよう指導すること。

イ 歩行者の安全の確保

高齢者の加齢に伴う身体機能の低下等に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進を図るとともに、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進を図ること。

ウ 安全運転意識の向上

運転者に対して、交通ルール遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛けを実施するとともに、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底を呼び掛けること。

また、夜間における歩行者等の発見遅れがないよう、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用について広報を実施すること。

(2) 自転車の安全利用の推進

ア 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

自転車利用者に対しては、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に街頭指導等を強化し、歩行者等に危険を及ぼす交通違反は看過せず、道路交通法違反に該当する旨の警告を確実に行うとともに、酒酔い運転、制動装置不良自転車運転等の悪質・危険な交通違反は、積極的に検挙すること。

また、「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の通行ルール遵守を徹底するよう指導するとともに、全ての年齢層の自転車利用者に対してヘルメット着用を推奨すること。

イ 自転車保険等の加入の促進

安全教育等を実施する際には、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

また、自転車条例で規定された自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性につ

いても理解させるよう努めること。

(3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

昨年実施された全国調査によると、本県における運転席、助手席のシートベルト着用率は全国上位であるものの、後部座席の着用率（一般道）は、37.4パーセントといまだ低調である。

よって、高速バスや貸切バス、タクシー等の事業者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底させるための指導・広報啓発を図ること。

(4) 飲酒運転等の危険運転の防止

ア 交通取締りの強化

夏の行楽期を迎え、重大事故に直結する飲酒運転の増加が懸念されることから、管内の飲酒運転による交通事故の発生状況等を詳細に分析し、実効ある時間帯、場所、方法を選定した交通取締りを強力に推進すること。

イ 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底

飲酒運転等を検挙した際は、運転者のみならず、車両等の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等のほか、車両の使用に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努めること。

ウ 背後責任の追及

事業活動に関して行われた飲酒運転等について、運転者の検挙にとどまらず、下命・容認していた自動車の使用者等に対する責任追及を徹底すること。

5 自転車安全利用推進強化日の設定

(1) 自転車安全利用推進強化日

令和4年7月25日（月）

(2) 実施内容

各警察署にあっては、自転車に関するルール遵守を更に徹底させるため、関係機関・団体と連携し、自転車通行の多い路線等において、広報啓発・指導を強化すること。

6 推進上の留意事項

(1) 街頭活動における重点的推進事項

街頭において交通監視等に従事する場合には、警笛を活用するなどして警察官の存在を周囲に示し、子供と高齢者を中心に、保護・誘導活動を徹底するとともに、歩行中に法令違反を行っている高齢者等を現認した場合は、確実に声がけを行い、安全行動をとるよう指導すること。

(2) 関係機関・団体等との連携強化

本運動を推進するに当たり、市町村を始め関係機関・団体との連携を強化するとともに、交通ボランティアの活性化及び次世代育成による若い世代の交通安全意識

の向上を図るため、若手社会人等のボランティア活動への参加を促進すること。

(3) 殉職・受傷事故の防止

交通街頭活動に従事する全ての警察職員に対して殉職・受傷事故防止の意識付けを図り、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体や交通ボランティアと共同による街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど受傷事故防止対策に万全を期すこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底

各種活動の際は、マスクの着用、消毒の徹底、密にならない距離の保持と必要最小限の接触を徹底し、感染防止対策を徹底すること。

7 報告

各警察署にあっては、運動期間中の主な行事について、別添様式に記載の上、本年6月30日（木）までに下記担当へ報告すること。

担当 交通企画課安全教育係

別添様式

夏の交通安全県民運動期間中の行事予定

| |
|--|
| |
|--|

| 月日 | 曜日 | 時間 | 場所 | 行事名 | 主催 |
|-----------|----|--------|------|-----|-----|
| 例 7/21 | 木 | 11:00~ | 署駐車場 | 出動式 | 〇〇署 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- 注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。
- 注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあっても記載すること。
- 注3：報告期限にあっては令和4年6月30日（木）までとする。

